

令和元年 第4回西予市議会定例会産業建設常任委員会会議録

1. 開催日時 令和元年12月11日
1. 開催場所 西予市議会第3委員会室
1. 開 会 令和元年12月11日  
午前 8時57分
1. 散 会 令和元年12月11日  
午前11時33分
1. 出席委員  
委員長 宇都宮 久見子  
副委員長 小野 正昭  
委員 中村 一雅  
委員 山本 英明  
委員 小玉 忠重  
委員 森川 一義  
委員 藤井 朝廣
1. 欠席委員  
なし
1. 出席説明員  
(建設部)  
建設部長 清水 昭広  
建設課長 三瀬 文丈  
上下水道課長 松下 徳隆  
上下水道課課長補佐 大塚 修司  
上下水道課課長補佐 上甲 敬一  
(産業部)  
産業部長 酒井 信也  
経済振興課長 上口 等  
経済振興課課長補佐 和氣 伸二  
経済振興課主任 片山 裕介  
農業水産課長 三瀬 計浩  
農業水産課課長補佐 和氣 右記  
農業水産課課長補佐 面平 健一  
農業水産課係長 松本 幸祐  
農業水産課主任 周藤 功治  
林業課長 中城 多喜恵  
林業課課長補佐 酒井 淳二  
(支所)  
野村支所産業建設課長 辻 信一  
城川支所産業建設課長 藤川 忠男
1. 出席議会事務局職員  
書記 大内 俊二
1. 会議に付した事件 別紙のとおり
1. 会議の経過 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

議案第160号 西予市公共下水道事業の設置等に関する条例制定について

議案第161号 西予市公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例制定について

議案第162号 西予市簡易水道事業の設置等に関する条例制定について

議案第163号 簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例制定について

議案第170号 西予市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について

議案第171号 西予市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について

議案第181号 令和元年度西予市一般会計補正予算(第5号)

議案第183号 令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第184号 令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第189号 西予市宝泉坊ロッジの設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について

議案第190号 西予市野村農業公園条例を廃止する条例制定について

請願第2号 野村町に温浴施設の存続を求める請願書

開会 午前8時57分

○小野副委員長

それではただいまより第4回産業建設常任委員会を開催いたします。開会にあたりましての宇都宮委員長が御挨拶を申し上げます。

○宇都宮委員長

(宇都宮委員長が挨拶を行う。)

○清水建設部長

(清水建設部長が挨拶を行う。)

○宇都宮委員長

それでは、議案審査に入りたいと思います。

○三瀬建設課長

議案第181号 令和元年度西予市一般会計補正予算(第5号)(建設課所管分)についてを議題といたします。三瀬課長の説明を求めます。それでは議案第181号 令和元年度西予市一般会計補正予算(第5号)(建設課所管分)について御説明を申し上げます。予算書15ページをお開きください。8土木費、2道路橋梁費、2道路橋梁維持費、道路橋梁維持修繕事業において、4534万円を計上しております。これは野村地域における市道の崩土除去、倒木撤去、大雪時の除雪のための重機借上料2450万円並びに台風や集中豪雨により通行に支障を来している市道等の維持管理工事費として、舗装補修、防護柵設置、そして平成30年7月豪雨により被害を受け、解体をした家屋跡地に面した市道の転落防止の柵設置に要する経費として、工事請負費2084万円を計上しております。なお、財源については一般財源4534万円でございます。続いて、予算書最後のページ、18ページになります。11災害復旧費、6公共土木施設災害復旧費、1道路橋梁河川災害復旧費、道路橋梁河川災害復旧事業において工事請負費、690万1000円を計上するものでございます。これは城川地区におきまして、ことし8月の豪雨及び台風10号により被災しました市道並びに河川の市単独災害復旧工事20カ所分の工事請負費を計上するものでございます。財源につきましては、市単独災害復旧事業債を充当するところでございます。以上、12月補正予算の御説明とさせていただきます。御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

三瀬課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○森川委員

災害で市の単独事業。これはどれぐらい要ったわけでしょう。合計で。

○三瀬建設課長

お答えいたします。城川地区におきまして20件の市単独の災害復旧事業を予定しておるところでございます。河川が12カ所、そして道路が8カ所でございます。総事業費の見積額が790万1000円でございます。今現在城川の当初で組んでおります予算が未執行額が100万円ございます。それに今回不足分となります690万1000円を補正させていただきますまして、790万1000円という見積もりの市単独災害復旧工事20カ所を行うように計画しているところでございます。

○森川委員

ほかの町の単独事業はどれぐらいあるんでしょうか。宇和野村三瓶

○三瀬建設課長

ほかの地域、城川以外の地域につきましては確かに市単独災害でございます。特に宇和・野村地区に関しましては30年7月豪雨につきまして、まず補助対象となる60万以上の大きな工事を今対応しておるところでございます。ほかに、まだ被災カ所を多数あるかと存じますが、またちょっと手つかずのままでございます。その正確なカ所の状況についてはまだ正確には把握できていない状況でございますが、今きょう、部長のほうから御挨拶いたしましたとおおり、115カ所の災害復旧事業、これを紹介いたしました後に、また調査しながら対応していきたいと考えておるところでございます。

○宇都宮委員長

ほかに質疑はございませんか。それでは、以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第181号 令和元年度西予市一般会計補正予算(第5号)(建設課所管分)について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。暫時休憩といたします。(午前9時8分)

○宇都宮委員長

では再開いたします。(再開 午前9時13分)

続きまして、議案第160号 西予市公共下水道事業の設置等に関する条例制定について、議案第161号 西予市公共下水道事業の剰余金の処分等

に関する条例制定について、議案第162号 西予市簡易水道事業の設置等に関する条例制定について、議案第163号 簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例制定について、以上4議案につきましては、関連が深いため、一括で説明を求めるとし、しかる後に、質疑を行い、1議案ずつ採決を行うこととしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○宇都宮委員長

それでは、松下課長の説明を求めます。

#### ○松下上下水道課長

議案第160号 西予市公共下水道事業の設置等に関する条例制定について、議案第161号 西予市公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、議案第162号 西予市簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、議案第163号 簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例制定について、関連がございますので、あわせて提案理由の御説明を申し上げます。公共下水道事業及び簡易水道事業につきましては、平成27年1月の総務大臣通知により、人口3万人以上の市町村に対し、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に的確に取り込むため、公営企業会計の移行が求められております。このことを受け、当市におきましても、経営資産等の状況を的確に把握し、安定した事業運営を行うため、平成28年度から資産の調査及び評価に取り組み、システム導入等、準備が整ったことから、令和2年度より、地方公営企業法を適用することといたしました。まず、西予市公共下水道事業の設置等に関する条例につきましては地方公営企業法の財務規定等を適用することとし、公共下水道の設置及びその経営の基本に関する事項を定めるものであります。本条例について、条を追って御説明申し上げます。第1条では公共下水道事業の設置、第2条では法の財務規定等の適用、第3条では経営の基本、第4条では重要な資産の取得及び処分、第5条では議会の同意を要する賠償責任の免除、第6条では会計事務の処理、第7条では議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等、第8条では業務状況説明書類の作成、附則では施行期日、準備行為、西予市特別会計条例の一部改正、西予市特

別会計条例の一部改正に伴う経過措置について定めております。次に西予市公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例につきましては、地方公営企業法に基づき、利益及び資本剰余金の処分について必要な事項を定めるものであります。本条例について、条を追って御説明申し上げます。第1条では目的、第2条では利益の処分等、第3条では資本剰余金の積立て、第4条では欠損の処理、附則では施行期日について定めております。次に西予市簡易水道事業の設置等に関する条例につきましては、地方公営企業法の全部を適用することとし、簡易水道の設置及びその経営の基本に関する事項を定めるものであります。本条例について、条を追って御説明申し上げます。第1条では簡易水道事業の設置、第2条では法の全部適用、第3条では経営の基本、第4条では組織、第5条では重要な資産の取得及び処分、第6条では議会の同意を要する賠償責任の免除、第7条では議会の議決を要する負担付き寄附の受領など、第8条では業務状況説明書類の提出について定めております。最後に簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、地方公営企業法の適用に伴い、関係する7条例について、所要の整備を行うものであります。本条例について、条を追って御説明申し上げます。第1条では西予市水道事業の設置に関する条例の一部改正であり、題名を「西予市水道事業の設置等に関する条例」に条文中、「市長」を「管理者」にまた法改正に伴い、条名を改めるものであります。第2条では「西予市水道布設事業分担金徴収条例」の一部改正であり、条文中、「市長」を「水道事業及び簡易水道事業の管理者の権限を行う市長」（以下、管理者という）に改めるものであります。第3条では「西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例」の一部改正であり、題名を「愛媛県条例水道等の設置に関する条例」に、「別表第1」を「別表」に改め、「簡易水道」を削除、「上四道県条例水道」と「下四道県条例水道」を統合、「深山県条例水道」及び「色納共同給水施設」を廃止、「河成簡易水道」を「飲料水供給施設」へ「平岩県条例水道」を「共同給水施設」へ変更、「別表第2及び別表第3」をそれぞれ「西予市給水条例別表第1及び西予市給水条例別表第3」、また、条文中「準用」を「適用」に改める

ものであります。第4条では「西予市簡易水道事業分担金徴収条例」の一部改正であり、条文中「市長」を「簡易水道事業の管理者の権限を行う市長（以下、「管理者」という）」に改めるものであります。第5条では「西予市水道事業職員の給与及び給与の種類及び基準に関する条例」の一部改正であり、題名を「西予市水道事業等職員の給与の種類及び基準に関する条例」に条文中「水道事業職員」を「水道事業職員及び簡易水道事業職員（以下、「水道事業等職員」という）」に改めるものであります。第6条では「西予市給水条例の一部改正」であり、条文中、「西予市水道事業」を「西予市水道事業、簡易水道事業及び愛媛県条例水道等」に「市長」を「簡易水道事業、簡易水道事業の管理者の権限を行う市長（以下、管理者という）」に改めるものであります。また、別表第1において、「真土西簡易水道」、「田苗簡易水道」、「野田簡易水道」、「上成県条例水道」、「土居県条例水道」、「日浦簡易水道」、「古市簡易水道」、「魚成簡易水道」、「下相上簡易水道」、「下相下簡易水道」、「太郎原県条例水道」、「陰之地県条例水道」、「平岩共同給水施設」において、料金の改正を行っており、別表第3において、「西山田簡易水道」の加入金の改正を行っております。第7条では「西予市水道事業の剰余金の処分に関する条例」の一部改正であり、題名を「西予市水道事業等の剰余金の処分に関する条例」に条文中、「水道事業」を「水道事業及び簡易水道事業（以下、「水道事業等に水道事業等」という）」に改めるものであります。附則では施行期日を定めております。以上、4議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

**○宇都宮委員長**

松下課長の説明は終わりました。これより、4議案一括で質疑を行います。質疑はありませんか。

**○山本委員**

西予市の簡易水道事業のことで今、ご説明があったんですが、「簡易水道」、それから「上下水道以下」のですね、給水施設への対応なんかは、この対象にはならないということですか。

**○松下上下水道課長**

現時点では、簡易水道以上ということになって

おりますので、県条例水道、いわゆる給水人口100名以下の水道施設に関しては、今回の適用ではありません。

**○宇都宮委員長**

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時25分）

**○宇都宮委員長**

再開いたします。（再開 午前9時31分）

ほかに質疑はございませんか。

**○中村委員**

西予市公共下水道事業の設置等に関する条例の第5条の部分で、「公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意をなければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万以上である場合とする」という記載がございます。基本的な意味がちよっといまいちつかめないで、まず「業務に従事する職員の賠償責任」ということについて、具体的に何を指しているのか、お尋ねいたします。

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時32分）

**○宇都宮委員長**

再開します。（再開 午前9時33分）

**○松下上下水道課長**

ただいまの議員御質問の件につきましては、精査の上、回答させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○宇都宮委員長**

ほかに質疑はございませんか。

**○小野副委員長**

今回提案されております4つの条例制定の改正ですけれどもね。これは公営企業法、ここからのあれやと思うんですけどね。それでよく見るとその簡易水道の法整備が全てですね、今回出されてるのは、そうなった場合、財政的というか、金額的にこの水道料の負担はもしかあった場合には、市がふえるのかそれとも受益者がふえるんですか。その辺は関係ないのか。それちょっと教えていただけたらなと思うんですけどね。

**○松下上下水道課長**

御質問の件ですが、財政的負担に関しましては、ほぼ影響はないと考えております。ただ、今回企業法の適用により、会計のシステムを導入しますので、そちらのシステム導入に関する費用が若干かかってきます。それに関しては、受益者負担の原則で組合のほうで持っていただくことになります。

### ○宇都宮委員長

ほかに質疑はございませんか。それでは、以上で質疑を終結といたします。1議案ずつ採決を行ってまいります。お諮りいたします。

議案第160号 西予市公共下水道事業の設置等に関する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。続きまして、議案第161号 西予市公共下水道事業の過剰金の処分等に関する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。続きまして、議案第162号 西予市簡易水道事業の設置等に関する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。続きまして、議案第163号 簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時36分）

### ○宇都宮委員長

再開いたします。（再開 午前9時37分）

先ほど、すみませんと私のほうが、議案第161号の条例の文言の間違ひがありました。正しくは、議案第161号 西予市公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例制定について、でしたので改めまして再度、挙手を原案に賛成の方の挙手を求めて構いませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

### ○宇都宮委員長

では、議案第161号 西予市公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。（挙手全員）

### ○宇都宮委員長

では、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。続きまして、議案第183号 令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、を議題といたします。松下課長の説明を求めます。

### ○松下上下水道課長

議案第183号 令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、提案

理由の御説明を申し上げます。今回の補正は永長、神野久、田之筋、中川、石城、多田、明間の各浄化センター及びマンホールポンプの維持管理業務における令和2年度の債務負担行為を設定するものであります。現在稼働中であります7つの浄化センター及び中継ポンプの維持管理業務につきましては、今年度に引き続き、令和2年4月1日から業務を実施する必要があることから、今年度内に当該業務の受託業者決定等の事務を進める必要があるため、第1表のとおり、債務負担行為を設定するものであります。なお、本業務は2年間の長期継続契約を予定しております。以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

### ○宇都宮委員長

松下課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

それでは、以上で、質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第183号 令和元年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。続きまして、議案第184号 令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。松下課長の説明を求めます。

### ○松下上下水道課長

議案第184号 令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の御説明を申し上げます。今回の補正は西予市浄化センター及び中継ポンプの維持管理業務における令和2年度の債務負担行為を設定するものであります。現在稼働中であります西予市浄化センター及びマンホールポンプの維持管理業務につきましては今年度に引き続き、令和令和2年4月1日から業務を実施する必要があることから、今年度内に当該業務の受託業者決定等の事務を進める必要があるため、第1表のとおり、債務負担行為を設定するものであります。なお、本業務は2年間の長期継続契約を予定しております。以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

### ○宇都宮委員長

松下課長の説明は終わりました。これより質疑

を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

#### ○宇都宮委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第184号 令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。(休憩 午前9時42分)

#### ○宇都宮委員長

それでは再開いたします。(午前10時00分)

産業部経済振興課所管分の議案審査に入ります前に、酒井産業部長より御挨拶をいただきたいと思っております。産業部長、お願いいたします。

#### ○酒井産業部長

(酒井産業部長が挨拶を行う)

#### ○宇都宮委員長

それでは、審査に入りたいと思っております。議案第181号 令和元年度西予市一般会計補正予算(第5号)(経済振興課所管分)について、を議題といたします。

#### ○上口経済振興課長

議案第181号 令和元年度西予市一般会計補正予算(第5号)のうち、経済振興課所管分について説明させていただきます。初めに歳出について説明させていただきます。予算書14ページをお開きください。7款商工費、1項商工費、2目商工振興費の店舗リニューアル補助金事業の1000万円の増額につきましては平成30年7月豪雨で被災された市内に住所を有する中小企業者等の建物、設備の修繕、機械、工具、器具、備品等の購入等、復旧に要する経費の一部を補助するもので、今年度の実績見込みにより増額計上するものであります。続きまして、5目商工観光施設管理費の宝泉坊ロッジ管理事業、110万円の増額につきましては、教育委員会所管の宝泉坊屋外プールと宝泉坊ロッジ家族風呂が同系統の電気設備となっているため、現在進めております第三セクター等公共施設の見直しの取り組みを推進するに当たり、分離する必要があり、その切りかえに要する工事請負費を計上しております。続きまして、歳入について説明させていただきます。予算書戻っていただきまして、11ページをお開きください。17款繰入金、2項基金繰入金、18目地域振興基金繰入金の

110万円につきましては、先ほど歳出で説明いたしました宝泉坊ロッジ管理事業の財源として計上をいたしております。以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○上口経済振興課長

上口課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

#### ○山本委員

西予市店舗リニューアル補助金事業のこの御説明いただいたんですが、被害を受けられた、市内の店舗たくさんあると思うんですけども、商工会から出るとる補助金なんかとの絡みもあったりすると思うんですが、グループ補助金なんかも。それらも含めて、被害を受けられた商店なんかの再建にどの程度貢献ができておるか、どの程度再建ができておるか、今わかれば、教えていただけたらと思います。

#### ○上口経済振興課長

御質問にお答えをさせていただきます。ことしの5月末現在で、市のほうでは大体150件程度の事業者さんが被災をされたというふうに確認をさせていただいております。今言われましたように愛媛県のグループ補助金、そして商工会の中小企業庁の補助金、そして市の復興補助金等を活用していただきまして、これまでに大体8割程度の事業者さんが、もう再開されているというふうに確認をさせていただいております。以上答弁とさせていただきます。

#### ○宇都宮委員長

ほかに質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。(休憩 午前10時8分)

#### ○宇都宮委員長

再開いたします。(再開 午前10時11分)

ほかに質疑はございませんか。以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第181号 令和元年度西予市一般会計補正予算(第5号)(経済振興課所管分)について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。続きまして、議案第189号 西予市宝泉坊ロッジの設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について、を議題といたします。上口課長の説明を求めます。

#### ○上口経済振興課長

議案第189号 西予市宝泉坊ロッジの設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について、提案理由の御説明を申し上げます。宝泉坊ロッジ本館第1ロッジは昭和62年11月、多面的交流促進施設第2ロッジは平成17年3月に市民に健全な健康保養の場を提供し、生活福祉の向上と健康増進を図り、あわせて、地域間交流の促進を資することを目的に建設された施設で、平成17年から指定管理者による管理運営を行ってまいりました。本施設は隣接するクアテルメ宝泉坊と連動した施設であり、圏域人口の減少、近隣の類似施設との競合等により、公益性と収益性の観点からも、今後の経営見通しに懸念があることから、西予市公共施設等総合管理計画の公共施設等の管理に関する基本的な考え方にに基づき、民間事業者で運営することが望ましいと判断し、民間事業者の企画力やノウハウを活用しながら、地域経済の活性化、インバウンドを含めた交流人口の拡大につなげることを目的に10月8日から11月8日までの1カ月間、譲渡及び貸与に係る公募型プロポーザル方式で募集を行いました。その結果、クアテルメ宝泉坊及び宝泉坊ロッジに1社から応募がございました。11月28日、西予市観光関連施設等貸付等選定委員会を開催し、最優秀提案者として、全会一致で株式会社ありがとうサービスを選定いたしました。今回、施設に係る建物譲渡及び土地貸付の仮契約を締結しまして、所要の進めを進めるため、令和2年4月1日を施行日として西予市宝泉坊ロッジの設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○宇都宮委員長

上口課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。暫時休憩いたします。（午前10時16分）

#### ○宇都宮委員長

はい、再開いたします。（午前10時19分）  
ほかに質疑はございませんか。それでは、以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第189号 西予市宝泉坊ロッジの設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。  
暫時休憩といたします。（休憩 午前10時20分）

#### ○宇都宮委員長

再開いたします。（再開 午前10時27分）

続きまして、議案第170号 西予市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について、議案第171号 西予市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について、以上2議案につきましては、関連が深いため一括で説明を求めることとし、しかる後に質疑を行い、1議案ずつ採決を行うこととしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

#### ○宇都宮委員長

異議なしと認めます。それでは、三瀬課長の説明を求めます。

#### ○三瀬農業水産課長

それでは、議案第170号 西予市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を御説明申し上げます。本条例は市営土地改良事業に要する経費について、当該事業へ参加する者から分担金を賦課徴収することに関し、必要な事項を定めているものであります。今回の改正は土地改良法施行例の一部改正に伴いまして、第何条という条のずれが生じるため、引用する本条例について所要の整備を行うものであります。続きまして、議案第171号 西予市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の御説明を申し上げます。本条例は、県営土地改良事業に要する経費について、当該事業の施行により、利益を受ける者から徴収する分担金等に関し、必要な事項を定めているものであります。今回の改正は、県営の農地中間管理機構完全農地整備事業の実施に伴い、分担金及び特別徴収金に係る規定を追加するとともに、土地改良法施行例の一部改正に伴い、引用する本条例について所要の整備を行うものでございます。以上2議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○宇都宮委員長

三瀬課長の説明は終わりました。これより2議案一括で質疑を行います。質疑はありませんか。暫時休憩いたします。（午前10時30分）

#### ○宇都宮委員長

再開いたします。（再開 午前10時31分）

ほかに質疑はございませんか。以上で質疑を終結といたします。それでは、1議案ずつ採決を行



ってまいります。お諮りいたします。議案第170号 西予市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について。原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。続きまして、議案第171号 西予市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。続きまして、議案第181号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第5号）（農業水産課所管分）についてを議題といたします。三瀬課長の説明を求めます。

### ○三瀬農業水産課長

それでは、議案第181号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第5号）の（農業水産課所管分）について、御説明をいたします。補正予算書の13ページをお開きください。6款1項3目農業後継者育成事業に係る補正予算について御説明いたします。補正額は143万7000円の増額でございます。本事業は、県単独事業、愛媛次世代ファーマーズサポート事業により、東宇和農業協同組合が新規就農者の募集や研修施設を整備し、新規就農者の確保、定着に向けた研修体制の整備、取り組み強化を図ることを目的に実施するものでございます。今回、県より追加要望の調査がございまして、令和2年度に予定をしておりました、機械設備の導入後、本年度前倒しにより要望するものでございます。これによりまして事業費及び県補助金が増額となります。施設整備にかかる経費に対しまして、県の補助が2分の1以内の補助がございまして、具体的な設備としましては、農業用ハウスの自動閉開機を導入する予定としております。続きまして補正予算書14ページをお開きください。6款1項4目畜産振興対策事業、この事業に係ります補正予算について御説明をいたします。補正額は1810万7000円の増額でございます。現在、国内で発生しておりますCSF豚コレラの侵入を防止するよう、国のアフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業が開始されました。これにより、西予市におきましても、国の事業に5分の1の上乗せをするよう補正予算を計上するものでございます。事業内容につきましては、野生イノシシの侵入防止を図るよう養豚農場の周囲に防護柵等を整備するものでございます。現在の計画では、全体

で20kmの整備を予定をしております。補助の内訳としましては、国が50%、県が20%、市が同じく20%、農家負担が10%となっております。続きまして、補正予算書の17ページをお開きください。11款1項1目農地災害復旧費に係る補正予算について御説明をいたします。補正額は8100万円の増額でございます。今回、国の国庫補助の配分の変更及び起債充当率の変更により、補正計上をするものでございます。まず、国費の配分につきましては、当初計画では、平成30年度が85%、令和元年度が15%の配分でしたが、今回令和元年度が40%の配分で補助金がつくこととなったため、これに相当する増額分の工事請負費を計上しております。次に起債につきましては、国からの見直し変更によりまして、充当率80%であったものが90%に変更となりましたので、これに相当する分を今回計上しております。同じく補正予算書17ページ、11款1項2目農業用施設災害復旧事業費に係る補正予算について御説明をいたします。補正額は2億5700万円の増額でございます。農地災害と同じく、国費の配分の変更及び起債充当率の変更により、補正予算を計上するものでございます。今回、国の配分が40%に変更になったことにより増額分に相当いたします工事請負費を計上しております。同じく、起債につきましては、国からの通知により80%充当率を90%に変更したものでございます。続きまして、歳入予算について御説明をいたします。補正予算書10ページをお開きください。11款1項2目1節農地災害復旧費分担金79万4000円の増額。同じく、説明の欄でございましてが農業用施設災害復旧費分担金66万9000円の増額につきましては先ほどの17ページの農地農業用施設災害復旧事業費の特定財源として充当をいたします。同じく10ページでございまして、13款1項5目2節説明の欄でございましてが農地災害復旧費国庫負担金7703万1000円の増額。同じく説明の欄でございまして、農業用施設災害復旧費国庫負担金2億5365万9000円の増額につきましては17ページの農地農業用施設災害復旧事業の特定財源として充当をいたします。続きまして11ページをお開きください。14款2項4目説明の欄でございまして、次世代ファーマーズサポート事業費県補助金143万7000円の増額につきましては、13ページの農業後継者育成事業の特定財源として充当をいたします。以上で農業水産課所管に係ります12月補

正予算の内容について説明を終わります。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

**○宇都宮委員長**

三瀬課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。（午前10時41分）

**○宇都宮委員長**

再開いたします。（再開 午前10時50分）

質疑はございませんか。

**○小玉委員**

過去20キロの養豚場の数はわかりますか。

**○三瀬農業水産課長**

ただいまの御質問でございますが養豚場の数につきましては、三瓶が7、宇和が2、城川が2、野村が2の農場になっております。この中で太陽ファームにつきましては、それぞれの地域に施設がございますので、そこは宇和と一緒に含めております。以上、答弁とさせていただきます。

**○宇都宮委員長**

ほかに。質疑はありませんか。

**○小野副委員長**

三瀬課長の説明の中でですね。農業災害復旧費の配分と農業用施設災害復旧の配分、これは農業施設配分復旧の工事は国が40%と言われましたけれども、もう一つ前のやつは85%か令和元年度が40%、いうふうなことで、下のほうの農業用施設災害の復旧にはその説明がなかったんですけども、これは全く一緒なんですかね。まず1点それをお願いします。

**○三瀬農業水産課長**

ただいまの国配分の割り当てでございますが、農地それから農業用施設とも、当初は平成30年度が85%、令和元年度が15%でした。これが、今回配分の見直しによりまして、平成平成30年度が60%、令和元年度が40%という配分になっております。

**○小野副委員長**

その件は了解しました。そしてもう1点ですね、今回補正で2目の農業用施設災害復旧費ですね、これ2億5700万。いわゆる補正されて合計6億205万8000円になっていますが、これの主な工事請負費がこの補正では2億5700万。主な工事はどういうふうな工事をされてるのかお伺いをしたいんですが。

**○三瀬農業水産課長**

ただいまの農業用施設の工事につきましては、主なものにつきましては農業用の用排水路の復旧、それからため池の復旧、それから頭首工、堰になります。頭首工という、その分についての工事費が主なものとなっております。

**○小野副委員長**

ため池については今後まだそういう工事予定があるのか、測量予定があるのか、その辺まずお伺いしたいんですかね。

**○三瀬農業水産課長**

今回ため池の災害につきましては土砂の流入中等が主なものでした。一部決壊等もありましたが、大規模なものではございませんでしたので、ただまだため池つきましても、発注ができてない部分もありますので、今後発注状況等も考慮しまして、優先的に発注するものについては、ため池と重要な施設でございますので、順次発注をしていきたいと考えております。

**○小野副委員長**

なぜそれを聞いたかと言いますとですね、やっぱり堤体工の場合は、刃金土がいるわけですよ。前回大江地区のため池は決壊したときに、刃金土の調達に非常に苦労したという話を聞いておりますんでね、そこらあたりもよく、目を配って刃金土の調達方法等もこれから先、重要やないかなと思いますんでその辺を注視させていただきな、このように要望をしておきます。

**○宇都宮委員長**

ほかに質疑はありませんか。

**○山本委員**

13ページの次世代ファーマーズサポート事業補助というのがあるんですけど、御説明で2分の1の県補助でJAがやられてる事業にというふうなことだったんですが、今までやられとった認定農業者への補助とかそういうふうな感じるものではなくて、違う性質のものなんですか。

**○三瀬農業水産課長**

今回計上しております事業につきましては、JAさんが取り組んでおられます担い手の育成ということを中心に現在持っておられます施設の改修、整備を予定しておられる事業でございます。認定農業者のに対する補助とはちょっと別のものになりますので、今回取り組まれているのは東宇和農業協同組合さんだけでございます。

**○宇都宮委員長**

ほかに質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時58分）

#### ○宇都宮委員長

再開いたします。（再開 午前10時58分）

ほかに質疑はございませんか。それでは、以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第181号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第5号）（農業水産課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。続きまして、議案第190号 西予市野村農業公園条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。三瀬課長の説明を求めます。

#### ○三瀬農業水産課長

議案第190号 西予市農業公園条例の廃止をする条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。西予市野村農業公園は西予市の特産品開発、乳製品の加工販売及び地域食材の提供などを通じまして、総合交流ターミナル施設として開設をされました。平成18年4月から指定管理者による管理運営を行ってまいりました。その後、社会情勢の変化や、観光客の嗜好の変化により、来場者が年々減少し、経営を持続することが困難となり、経済性と性能性の観点から西予市公共施設等総合管理計画の公共施設等の管理に関する基本的な考え方に基きまして、民間事業者で運営をすることが望ましいと判断し、民間事業者の企画力やノウハウを活用しながら、地域経済の活性化、インバウンドを含めた交流人口の拡大につなげることを目的に10月8日から11月8日までの1カ月間、譲渡及び貸与に係る公募型プロポーザル方式で募集を行いました。その結果、1社から応募がございました。11月28日西予市観光関連施設等貸付等選定委員会を開催し、最優秀提案者として、全会一致で、株式会社ありがとうサービスを選定いたしました。今回、施設にかかります建物譲渡及び土地貸付の仮契約を締結しまして、所要の進めのため、令和2年4月1日を施行日として、西予市農業公園条例を廃止するものでございます。以上、御審議の上、御決定くださいますよう、よろしく申し上げます。

#### ○宇都宮委員長

三瀬課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。それでは、以

上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第190号 西予市野村農業公園条例を廃止する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩といたします。（休憩 午前11時02分）

#### ○宇都宮委員長

再開いたします。（再開 午前11時06分）

続きまして、議案第181号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第5号）（林業課所管分）についてを議題といたします。中城課長の説明を求めます。

#### ○中城林業課長

それでは、議案第181号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第5号）（林業課所管分）について御説明いたします。補正予算書の14ページをお開きください。6款2項2。林業振興費事業概要欄、緊急自然災害防止対策事業に係る補正予算について御説明いたします。補正額は500万円の増額です。補正後の事業費は1億1000万円になります。台風3号により被災しました宇和町西山田地区の被災地の拡大防止を図るため、林地崩壊防止対策工事を行うものです。主な事業費は測量設計委託料100万円。工事請負費400万円です。当事業は、事業期間令和元年と2年度の2カ年限りの新規事業であり、災害の発生防止、拡大防止を目的として、緊急自然災害防止対策事業計画に基づき、地方単独で実施する防災インフラ整備事業です。続きまして、補正予算書の18ページをお開きください。11款1項3目林業用施設災害復旧費事業概要欄、林業用施設災害復旧事業現年度に係る補正予算について御説明いたします。補正額は1930万円の増額です。補正後の事業費は2680万円になります。台風10号で被災した林道、黒森支線の地すべり災害調査測量設計業務に係る委託料を計上するものです。工事は令和2年度に実施する予定としております。続きまして、歳入予算について御説明いたします。補正予算書10ページをお開きください。13款1項5目2節農林水産業施設災害復旧費国庫負担金、説明欄3行目、林業用施設災害復旧費国庫負担金。補正額は965万円の増額となります。18ページの林業用施設災害復旧事業、現年度の特定財源として充当されます。続きまして、補正予算書11ページをお開きください。

20款1項3目2節林業債、緊急自然災害防止対策事業債。補正額は500万円の増額となります。14ページの緊急自然災害防止対策事業の特定財源として充当されます。続きまして、同じく補正予算書11ページをごらんください。11目災害復旧事業債。2節農林水産業施設債説明欄3行目、林業用施設災害復旧事業、補正額は930万円の増額となります。林業用施設災害復旧事業の特定財源として充当されます。以上で、林業課所管に係る12月補正予算の内容説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○中城林業課長**

中城課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

**○小野副委員長**

18ページですね。3目林業用施設災害復旧費、工事の件でお尋ねをしたいんですけども、補正後の事業費の計が11億1175万円と、このように計上されておりますけれども、ざっくり、工事費が幾らで、場所が幾らか、なぜかといいますとですね、補正されとる1930万。これは測量設計監理委託料、ちょっと余りにも高いのではないかなという疑問があるので、お尋ねをします。

**○宇都宮委員長**

暫時休憩いたします。（午前11時10分）

**○宇都宮委員長**

再開いたします。（午前11時23分）

**○中城林業課長**

ただいま御質問のありました件なんですけど、ちょっと手持ち資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただいたと思います。

**○宇都宮委員長**

ほかに質疑はございませんか。それでは、以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第181号 令和元年度西予市一般会計補正予算（第5号）（林業課所管分）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時24分）

**○宇都宮委員長**

再開いたします。（再開 午前11時31分）

それでは、請願第2号 野村町に温浴施設の存続を求める請願書について、審査したいと思います。

す。本件につきましては、9月の本委員会からの継続審査となっています。一旦暫時休憩して自由討議を行い、意見を調整していきたいと思いません。

暫時休憩いたします。（午前11時32分）

**○宇都宮委員長**

再開いたします。（再開 午前11時32分）

それでは御意見はございませんか。

**○小野副委員長**

前回の当委員会での請願の結果につきましては、ここに出ております①の温浴施設の運営に必要な電力に野村ダムの余剰電力を利用できるよう国に要望すると、前回はその余剰電力がまだ決まっておられませんので、決まるまで、2、結論を出すのは時期尚早であるという理由から、継続審査にいたしましたので、今回もそれがわからん限りは、決定してない限りは、継続審査にするのが妥当ではないかと私は思います。

**○宇都宮委員長**

ほかに御意見はございませんか。それでは、今ほど小野委員のほうから御意見ありました。本陳情に関して、継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては、本件は継続審査とすることに決しました。それでは本日予定されておりました議案審査が終了いたしましたので、これにて令和元年第4回定例会 産業建設常任委員会を閉会といたします。御苦労さまでした。

（閉会 午前11時33分）

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会産業建設常任委員長